

唐津市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）に基づき、唐津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する唐津市認定地域クラブ活動の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 教育委員会は、第3条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る地域クラブ活動が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、認定を行うものとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号の基準の詳細については、教育委員会が別に定める。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする運営団体等（以下「申請者」という。）は、唐津市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（第1号様式）及び別紙に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 唐津市認定地域クラブ活動認定要件確認書（第2号様式）
- (2) 団体の規約又は会則等
- (3) 地域クラブ活動の活動計画書

(4) 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

（認定又は不認定の決定等）

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定すると決定したときは、唐津市認定地域クラブ活動認定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により認定しないと決定したときは、唐津市認定地域クラブ活動不認定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

4 第2項の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

（認定内容の変更等）

第5条 認定地域クラブ活動の運営団体等は、認定を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ唐津市認定地域クラブ活動変更の届出書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

2 認定地域クラブ活動の運営団体等は、認定地域クラブ活動を休止しようとするときは、速やかに唐津市認定地域クラブ活動休止の届出書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

3 認定地域クラブ活動の運営団体等は、認定地域クラブ活動を廃止しようとするときは、速やかに唐津市認定地域クラブ活動認定取消しの届出書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第6条 教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消し

の申出があったとき。

- 2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、唐津市認定地域クラブ活動認定取消通知書（第8号様式）により、認定地域クラブ活動の運営団体等に通知するものとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

- 第7条** 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（認定地域クラブ活動に対する支援）

- 第8条** 教育委員会は、認定地域クラブ活動について、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 運営・安全管理に関する研修・情報提供
- (2) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (3) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（学校施設等の利用配慮等）
- (4) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。